

デイサービスセンターみどりの風鶴ヶ島料金表

【介護予防給付対象のサービス料金】

(1単位 10.27円)

サービス内容略称	円(1割負担)	円(2割負担)	備考
事業対象者 要支援1	1,691	3,382	1ヶ月につき
事業対象者 要支援2	3,468	6,936	1ヶ月につき
通所介護若年性認知症受入加算	246	492	1ヶ月につき
	各市区町村による	各市区町村による	1ヶ月につき
事業対象者 要支援1	1,691 (鶴ヶ島市)	3,382 (鶴ヶ島市)	週1回程度必要な場合月5回まで
事業対象者 要支援2	3,468 (鶴ヶ島市)	6,936 (鶴ヶ島市)	週1回程度必要な場合月10回まで
生活機能向上グループ活動加算	102	205	1ヶ月につき
運動器機能向上加算	231	462	1ヶ月につき
栄養改善加算	154	308	1ヶ月につき
口腔機能向上加算	154	308	1ヶ月につき
選択的サービス複数実施加算Ⅰ			
運動機能向上及び栄養改善	492	985	1ヶ月につき
運動機能向上及び口腔機能向上	492	985	1ヶ月につき
栄養改善及び口腔機能向上	492	985	1ヶ月につき
選択サービス複数実施加算Ⅱ			
運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	718	1,437	1ヶ月につき
事業所評価加算	123	246	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援1)イ	73	147	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援2)イ	147	295	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援1)ロ	49	98	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援2)ロ	98	197	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	24	49	1ヶ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	49	98	1ヶ月につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記算定単位数の1000分の59単位		

【介護保険給付対象外のサービス料金】

昼食代・おやつ代	600円/日
----------	--------

※利用料金に関しましては、保険単位を基に小数を含む算定を行なう為、実際の料金とは多少の誤差が生じる場合がございますのでご了承下さい。

※レクリエーションに係る費用は実費負担です。

※介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦一日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

※上記加算は該当する場合のみ算定します。

○キャンセルされた場合

ご利用者様のご都合でサービスを中止された場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の前日17時までに、ご連絡頂いた場合	無料
②利用日の当日8時までに、ご連絡頂いた場合	利用料(1)の50%
③利用日の当日8時までに、ご連絡がなかった場合	利用料(1)の100%

▼1ヶ月(週1回程度)あたりの利用料金目安

	1割負担	2割負担
要支援1	4,242円	6,085円
要支援2	6,176円	9,953円